

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」の今後の検討に向けた調査について御案内させていただきます。

事務連絡
令和3年1月22日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
日本語教育機関担当課
準備教育施設担当課
文部科学省から指定を受けた海外大学等日本校担当課

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に関する調査（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各大学等にご協力をいただきながら、これまで約42万人の学生等に支援を行ってまいりました。

文部科学省では、今後の対応の検討に当たり、下記のとおり調査を実施しますのでご協力をお願いします。

○調査について

下記調査に該当する者がいない場合は、本調査に回答いただく必要はありません。

<学生支援緊急給付金給付事業に係る調査>

【提出期限】令和3年2月4日（木）正午（厳守）

※提出期限後は受領できない場合があります。

【調査項目】

- 学校名（学校法人名ではなく、学校名を記載すること）
- 学校区分（大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関、その他の別）
- 国立、公立、私立の別
- 機構の給付・貸与の奨学金で利用している「学校番号」※ある学校のみ
- 追加で推薦が必要と考えられる人数

【回答方法】以下のURLから回答すること。

※URL省略

【留意点】

- ・過去に申請し選考外となったが、その後要件を満たした者は「追加で推薦が必要と考えられる人数」に計上可能です。（前回と同じ）
- ・学校の事務手続のミス等により追加推薦の状況調査に回答できなかったようなケースは、「追加で推薦が必要と考えられる人数」に計上可能です。（前回と同じ）
- ・7月以降に高等教育の修学支援新制度（家計急変含む）や貸与型の家計急変採用、緊急特別無利子奨学金採用等に申請した者のうち要件を満たした者は、「追加で推薦が必要と考えられる人数」に計上可能です。これらの者から新たに申請を受け付けることは差し支えありません。（今回追加）。
- ・上記全ての場合において、過去に支給を受けた者を再度推薦することはできません。（但し、10万円支給後に非課税世帯であることが判明した場合は可）

（本件問合せ先）

<大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関等>
e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp
※ お問合せは、メールにてお願いします。
※ メールの件名に【学校名】記載ください。